

# 入札説明書

令和2年度 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター院外洗濯業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

## 1. 入札に関する事項

### (1) 入札業務

令和2年度 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター院外洗濯業務

### (2) 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

### (3) 納入場所

①岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号 岡山市立市民病院

②岡山市南区妹尾850番地 岡山市立せのお病院

## 2. 入札参加資格

本件入札公告の「2 競争入札に参加する者に必要な資格」に記載のとおり。

## 3. 参加資格の確認に関する事項

### (1) 参加資格確認申請書類

有効入札書を提出した者のうち最低の価格の入札書を提出し参加資格の有無の確認を行う対象者（以下「確認対象者」という。）となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）（以下「確認申請書」という。）及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認申請書及び添付書類（以下「確認申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

【添付書類】 ①指名停止等措置状況調書（別紙様式2）

②契約実績調書（別紙様式3）

③クリーニング業許可証（写）

④業務標準手順書

### (2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

\*受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない、受付のみとする。

### (3) 確認申請書等受付期限

令和2年2月26日（水）午後5時までで持参とする。

\*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く平日午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

### (4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区北長瀬表町三丁目20番1号 岡山市立市民病院 1階 施設・用度課

(5) 入札書の作成方法等

- 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とする。
- 入札書は本医療センター所定の別紙様式によるものとする。
- 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意すること。
  - (ア)年月日は入札書の提出日とする。
  - (イ)入札者氏名及び押印は、法人の場合、その名称又は商号及び代表者の氏名とする。
  - (ウ)代理人が入札する場合は、入札者の氏名及び当該代理人の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておくとともに、別紙様式4の「委任状」を封筒に同封しておくこと。
  - (エ)入札書に記載する金額は、「地方独立行政法人岡山市立総合医療センター 院外洗濯業務特記仕様書」に記載の品目の予定数量に単価を掛け合わせた金額の合計金額（消費税及び地方消費税を除く）を記入すること。
- 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分を入札書に押印したものと同一印を押印しなくてはならない。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできない。
- 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更または取消しをすることはできない。
- 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- 入札執行回数は1回のみとし、落札者がいない時は、入札を不調とする。
- 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、当該入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1の（2）で示した契約期間で見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4. 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告において指定した日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、申請書等に基づき参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行うまでもなく、「5. 入札の無効に関する事項」の（1）～（7）のいずれかに該当することが明らかである場合、当

該入札参加者の入札を無効とする。

- (3) 入札執行者は、前項により無効となった入札書を除いた入札書のうち、税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合はただちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は、低い価格で入札書を提出した者から順に交渉をする。
- (4) 同一価格で入札した者（以下「同一価格入札者」という。）が、2人以上あるときは、当該入札者または、代理人（当院担当課以外の職員）にくじを引かせて落札者を定める。
- (5) 談合の疑いが認められる場合は入札を中止し、延期又は落札決定を保留することがある。
- (6) 前号による場合のほか、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター会計規程第45条に規定する契約責任者が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (7) 第5号又は第6号に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類は無効とする。
- (8) 法人入札の中止等に伴う損害賠償については、その責めを負わないものとする。

#### 5. 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印及び日付がない入札
- (4) 金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について、同一人が同時に2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) その他契約規程又は契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札

#### 6. 入札の失格に関する事項

参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する方法以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、岡山市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他契約責任者が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者。

#### 7. 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに参加資格確認申請書等を提出すること。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に記載された開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 前号により確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めるときは、第2順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めたうえで、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 前号により確認を行う場合は、第2号を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（土・日・祝日を除く）までとする。
- (5) 確認を行った結果、参加資格を有する者がいない場合、入札を不調とする。
- (6) 参加資格の確認を行うにあたり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施できるものとする。
- (7) 第2号から第6号にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

#### **8. 落札者の決定に関する事項**

契約責任者は、「7 参加資格の確認に関する事項」に基づく確認により、参加資格を有すると認めたと認められた者を落札者として決定する。なお、落札者は法人が必要と認める場合を除き、落札者として決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない。

#### **9. 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項**

- (1) 落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

#### **10. 支払条件について**

- (1) 代金の計算方法は、数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じた額に100分の110を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
  
- (2) 法人は、落札者から請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

#### **11. 入札保証金及び、契約保証金**

免除とする。

## 12. 契約保証人

1人 <地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程第32条及び33条>

※契約保証人は、契約の相手方と同等以上の資力を有する者でなければならない。

## 13. その他

この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター契約規程に定めるところによる。